

「第一種協定指定医療機関」及び「第二種協定指定医療機関」の指定要件

■第一種協定指定医療機関の指定要件（病床確保）

- ① 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ② 患者等がお互いに可能な限り接触することなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。
- ③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

■第二種協定指定医療機関の指定要件（発熱外来）

- ① 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ② 受診する者同士が可能な限り接触することなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。
- ③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。

■第二種協定指定医療機関の指定要件（外出自粛対象者への医療の提供）

●病院・診療所

- ① 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対してオンライン診療等の医療を提供する体制が整っていると認められること。

●薬局

- ① 当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制が整っていると認められること。

●訪問看護事業所

- ① 当該指定訪問看護事業者^{（注）}に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っていると認められること。